

【こども福祉学科・保育士科【入学希望の方へ】

「こども性暴力防止法」施行に伴う保育実習に関するお知らせ

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取り組みが求められます。これに伴い、保育実習を行う実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取り組み】

1. 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めること。
2. こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認すること。
3. 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにすること。

【実習生に関する留意点】

1. 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
2. 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
3. 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。実習ができない場合は、原則として保育士資格の取得要件を満たすことができなくなります。また、実習ができないことにより原則として卒業ができなくなります。
4. 通学課程の「こども福祉学科」、および通信課程の「保育士科」に出願後、合格された方には、入学手続きの際に以下の同意書及び誓約書を提出していただくとともに、実習に参加する前に誓約書の提出が求められます。

【同意書】…以下について、同意していただきます。

- ・ こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。
- ・ 犯罪事実確認によって特定性犯罪前科が確認された者は実習を行うことはできないこと。
- ・ 実習を行うことができない場合は、保育士資格の取得要件を満たすことができないこと。

【誓約書】…「特定性犯罪前科がないこと」について誓約していただきます。

<参考> その他、制度の詳細はこども家庭庁のホームページをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

